

お住まいの住宅改修を補助します！！

桂川町住宅改修事業補助金制度 受付中！

桂川町住宅改修事業補助金制度は、現在お住まいの住宅の改修費用の一部を町が補助する制度です。

※補助金の交付決定前に着工・完了しているものは対象となりません。

◇補助対象者（①②③④すべてに該当）◇

- ①申込日現在、町内に住民登録をしている
- ②補助の対象となる住宅に居住している
- ③対象となる住宅改修に対し、町で実施している他の補助金などを受けていない
- ④町税などの滞納がない（生計同一者も含む）

◇補助対象住宅・工事（①②③すべてに該当）◇

- ①町内在住の人が町内に所有し居住する専用住宅、併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分
- ②「町内の施工業者」および「代表者が桂川町に住民登録している施工業者」が行う改修工事
- ③工事費が10万円以上（消費税別）で、**令和5年3月31日までに完了届が提出できる改修工事**

◇補助金額◇

改修工事費用（消費税別）の1割に相当する金額（千円未満切り捨て・上限10万円）

◇その他◇

補助金交付の対象にならない工事もありますので、事前にお問い合わせください

【補助金対象改修工事の例】

- ◎屋根（瓦）・天井・外壁・内装・床（畳替え）の改修
- ◎防音・断熱・間取りの変更工事
- ◎浴室・台所・トイレなどの水まわりの改修
- ◎耐震工事など居住部分のみの改修

【補助金対象外となる例】

- ◎門扉や塀などの外構工事
- ◎家具・家電などの購入
- ◎便器・浴槽のみの取替
- ◎年度を越える改修工事
- ◎ほかの補助金を受けている場合
- ◎町外の施工業者による工事 ※ただし、代表者が桂川町の住民登録している場合を除く

申込・問い合わせ先
産業振興課商工統計係
☎0948-65-1106

桂川町住宅改修事業の流れ

申請者

役場

※交付申請書の様式は役場にあります。補助対象工事かどうか、提出書類は何か等が必要か等の説明をしますので、一度役場にご相談下さい。

